

質 問 ・ 回 答 書

工 事 名 こどもゆうゆうセンター・高齢者生きがい創造センター屋上防水等改修工事

番号	質 問 事 項	回 答
1	A-08.看板取り外し、A-09.再取り付けになっていますが、西面の看板の仕様をお教えてください。	質疑について、材質：アルミ複合板 取付方法：両面粘着テープ張りとなります。
2	A-22図で、看板取り外し・再取り付けになっていますが、仕様をお教えてください。	材質：アルミ複合板 取付方法：ビス固定及びパネル接着張り(ビス頭シーリング打ち)となります。
3	A-08、9図の縦樋掴み金物100φ撤去・新設になっていますが、アンカーと支持金物は既存利用で、樋掴み金物のみと考えてよろしいでしょうか。	既設仕上げ材(モザイクタイル・タイル下地材)の撤去に伴い、既設アンカー及び支持金物については、支持不良となることが想定されるため、撤去の上、新設とします。
4	A-16 天井伏図の記号欄 — ・ ・ — にアルミスバンドレル用廻り縁撤去・新設とありますが、スパンを外しての施工と考えてよろしいでしょうか。	質疑のとおり、アルミスバンドレルについては、一時撤去・復旧とします。
5	特記仕様書1の4. 指定区分で作業時間の明記がありますが、すべての作業においてあてはまるのでしょうか。	質疑について、指定区分内容について補足します。 共通事項としてモザイクタイル(下地モルタル含む)の撤去作業、外壁改修作業、躯体削孔作業等の騒音・作業音が著しい作業についてはこどもゆうゆうセンターエリア・高齢者生きがい創造センターエリア共に12時45分以降の作業とします。 こどもゆうゆうセンターエリア及び高齢者生きがい創造センターエリアの指定区分に記載時間以外の作業については、軽作業(仮設足場のシート張り、外壁調査、屋上防水改修工程における軽作業)と認められるもの、かつ、施設運営上、車両及び施設利用者の動線に支障のない作業については協議の上、作業可能とします。
6	特記仕様書3-9アスベスト含有建材の事前調査とありますが、みなし判定ではだめでしょうか。	質疑について、本工事に改修対象となっている建築材料については、事前に分析調査を実施しており、その結果を設計図面に記載しております。石綿障害予防規則において、本工事は事前調査の対象となるため、受注者にて事前調査を行い、未調査の建築材料が別途ある場合には、分析又はみなし判定の協議を実施するものとします。
7	A-17図現況・撤去の凡例 ア では存置で、改修では a では新設と記載されていますがどちらが正でしょうか。	既存塩ビシート防水については、平場部分は残置、立上りについては撤去とする。その上で平場面は塩ビシート防水機械的固定工法、立上り面はウレタン塗膜防水工法により全面防水改修とします。
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		